

第6 施設及び設備に関する事項

- 1 指定規則第4条第1項第1号リからヲに定める施設を有していること。
- 2 施設及び設備は、原則として同一構内であって、それらが有機的に関連性をもって配置され、その構造は堅ろうであって、学习上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。
- 3 教室は、特に採光、照明、換気、防災等危害予防に十分配慮されたものであること。
- 4 夜間課程の授業を行う教室の机及び黒板面の照度は、150ルクス以上であること。
- 5 施設及び設備は、原則として設立者が所有するものであること。
- 6 学习上必要な機械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品は、別表1及び2を標準として整備すること。

第7 変更等の承認に関する事項

- 1 養成施設において次の事項を変更しようとするときは、あらかじめ厚生大臣の承認を得なければならないこと。
 - (1) 生徒の定員
 - (2) 生徒の定員を変更するための施設の構造設備
- 2 養成施設において新たに養成課程を設け、若しくは養成課程の一部を廃止し、又は養成施設を廃止しようとするときは、あらかじめ厚生大臣の承認を得なければならないこと。
- 3 前2項の承認を受けようとするときは、変更等承認申請書を、変更等しようとする日の2か月前までに、厚生大臣に提出するとともに、その写しを当該養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。
- 4 生徒の定員又は生徒の定員を変更するための施設の変更承認申請書には、次の第1号から第10号までに掲げる事項を記載するとともに、第11号から第16号までに掲げる書類を添付しなければならないこと。
 - (1) 養成施設の名称及び所在地
 - (2) 変更の予定年月日
 - (3) 変更の理由
 - (4) 変更前及び変更後の生徒の定員、同時に授業を行う生徒の数及び学級数
 - (5) 変更前及び変更後の入所の時期
 - (6) 変更前及び変更後の教員の数、氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別
 - (7) 変更前及び変更後の施設の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
 - (8) 変更前及び変更後の設備の状況
 - (9) 変更後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算
 - (10) 通信課程に係る変更にあつては、変更前及び変更後の授業の方法
 - (11) 過去3年間における生徒の募集状況
 - (12) 設立者の履歴書（法人にあつては、定款、寄附行為等）
 - (13) 新たな教員の履歴書
 - (14) 設立者の資産状況
 - (15) 建物建築請負契約書及び物品購入契約書の写し
 - (16) 学則
- 5 養成課程の新設承認申請書には、次の第1号から第10号までに掲げる事項を記載するとともに、第11号から第16号までに掲げる書類を添付しなければならないこと。
 - (1) 養成施設の名称及び所在地
 - (2) 新設の予定年月日
 - (3) 新設の理由
 - (4) 新設養成課程に係る第1の第1項第5号から第11号までに掲げる事項
 - (5) 新設前及び新設後の理容実習のモデルとなる者の選定その他理容実習の実施方法
 - (6) 新設前及び新設後の施設の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
 - (7) 新設前及び新設後の設備の状況
 - (8) 設立者の資産状況及び養成施設の経営方法
 - (9) 新設後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算
 - (10) 通信課程の新設に係る場合は、第1の第3項各号に掲げる事項
 - (11) 設立者の履歴書（法人にあつては、定款、寄附行為等）
 - (12) 新設養成課程の教員の履歴書
 - (13) 建物建築請負契約書及び物品購入契約書の写し
 - (14) 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の目録
 - (15) 学則
 - (16) 通信課程の新設に係る場合は、通信養成に使用する教材
- 6 養成課程の一部の廃止又は養成施設の廃止承認申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならないこと。

- (1) 養成施設の名称及び所在地
- (2) 廃止の予定年月日
- (3) 廃止の理由
- (4) 入所中の生徒の処置方法
- (5) 養成課程の一部の廃止に係る場合は、廃止後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算
- 7 養成課程の一部の廃止又は養成施設の廃止をする場合の入所中の生徒の処置については、原則として他の養成施設に編入所させなければならないこと。
- 8 養成施設の変更等の承認申請書の作成に当たっては、別添変更等承認申請書様式を参照すること。
- 9 第1項又は第2項の承認を受けようとするときは、変更等を行おうとする日の1年前までに、変更等計画書を厚生大臣あて提出するとともに、その写しを当該養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。
- 10 養成施設の変更等計画書の様式については、変更等承認申請書の様式に準じたものとする。

第8 変更の届出に関する事項

- 1 養成施設において次の事項に変更があったときは、すみやかに、変更の内容を記載した届出書を、厚生大臣に提出するとともに、その写しを当該養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならない。
 - (1) 養成施設の名称及び所在地
 - (2) 設立者の住所及び氏名（法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名）
 - (3) 養成施設の長の氏名
 - (4) 入所資格
 - (5) 入所の時期
 - (6) 修業期間
 - (7) 教科課程
 - (8) 通信課程における授業の方法
 - (9) 通信課程における課程修了の認定方法
 - (10) 通信課程における通信教材の内容
- 2 前項の届出が、養成施設の長の変更に係るものであるときは新たに長となった者の履歴書を、通信課程における通信教材の内容の変更に係るものであるときは当該通信教材を、それぞれ届出書に添付しなければならないこと。
- 3 養成施設において次の事項に変更があったときは、すみやかに、変更の内容を記載した届出書を、当該養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならない。
 - (1) 教員の氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別
 - (2) 学級数
 - (3) 入学料、授業料及び実習費の額
 - (4) 理容実習のモデルとなる者の選定その他理容実習の実施方法
 - (5) 施設の構造設備（生徒の定員を変更するためのものを除く。）
- 4 前項の届出が、教員の新たな使用に係るものであるときはその者の履歴書を、入学料等の額又は施設の構造設備の変更に係るものであるときは、当該変更後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算を、それぞれ届出書に添付しなければならないこと。
- 5 養成施設の変更届出書の作成に当たっては、別添変更届出書様式を参照すること。

第9 その他

- 1 養成施設の経理は、養成施設以外の経理と明確に区分されていること。
- 2 入学料、授業料及び実習費等は学則に定める額とし、寄付金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。これらの費用の種類及び金額は、入学案内等により、募集の際、生徒に周知されていること。
- 3 次に掲げる表簿が備えられ、学籍簿については20年間、その他の表簿については5年間保存されていること。
 - (1) 学則
 - (2) 日課（時間割）表
 - (3) 養成施設日誌
 - (4) 教職員の名簿、履歴書及び出勤簿
 - (5) 学籍簿、出席簿及び健康診断に関する表簿
 - (6) 入所者の選考及び成績考査に関する表簿
 - (7) 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿
 - (8) 機械器具等の目録
 - (9) 往復文書処理簿

- 4 設立者は、毎年7月31日までに、前年度の収支決算の細目及び当年度の収支予算の細目を、当該養成施設所在地の都道府県知事及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

(別表1)

1 普通教室 (1教室につき)	(数量)
生徒用椅子及び机	定員と同数以上
2 実習室	
理容用椅子	定員の2分の1以上
(理容実習を行う1実習室につき)	
実験器具(別表2)	一式
視聴覚機器(別表2)	一式
顕微鏡	1台以上
人体模型	1台以上

(備考)

- 1 指定規則第3条第2項に基づき、指定基準を定めたるろう学校及び矯正施設の養成施設は、次のとおりとする。
- ① ろう学校の養成施設については「2実習室」欄の「理容用椅子」の数量を、「定員の3分の1以上」とする。
- ② 矯正施設の養成施設については「2実習室」欄の「理容用椅子」の数量を、「8以上」とする。

(別表2)

I 標準とする器具(具体的器具等の例)

1 物理化学関係用

(1) 光関係実験器具

プリズム、凹面鏡、凸面鏡、凸レンズ、凹レンズ、光学実験用光源、その他光学実験用器具、色彩表、視力表

(2) 波動関係実験器具

波動伝導に関する実験器具、オシロスコープ

(3) 電気関係実験器具

テスター、積算電力計、小型発動機、小型電動機、可変変圧器、可変抵抗器、蓄電池及び充電器、電気抵抗発熱試験器具、磁石と磁針、蛍光灯(原理の説明に使用できるもの)、静電気の実験用具

(4) 力学関係実験器具

力の釣り合いの実験器具(支持台、天秤、錘、滑車等)、槌子の原理の実験器具、弾性の実験器具(伸び、縮み、曲げ、捻れ等)

(5) 熱関係実験器具

温度計、金属・液体・気体の膨張実験器具、放射熱・熱伝導の実験器具、バイメタル温度計

(6) 化学関係実験器具

pHメーター、pH指示薬、比重計、ブンゼンバーナー、実験用各種スタンド類、蒸留水製造器一式(ガラス製冷却器、フラスコ、冷却水循環ポンプ、ガラス管、ゴム管、ゴム栓等)、化学実験用器具一式(実験用化学薬品を含む)、原子・分子構造模型電池・電気分解実験器具

2 保健、衛生管理、皮膚科学、消毒関係用

(1) 消毒関係実験器具

消毒薬一式、リットル杓、メスシリンダー、フラスコ、コルベン、ビューレット、ピペット、試薬ビン、ロート、シャーレ、試験管、理学的消毒器等

(2) 皮膚関係実験器具

皮膚・毛髪組織の模型、皮膚・毛髪顕微鏡用プレパラート、主な皮膚

・毛髪疾患の模型

(3) 環境その他の実験器具

寒暖計、湿度計、気圧計、照度計、室内用風力計、空気成分試験器

II 標準とする視聴覚機器(具体的器具等の例)

視聴覚機材 スライドプロジェクター、オーバーヘッドプロジェクター、映写スクリーン、

VTR装置一式、教材用ビデオ等

III 標準とする図書(具体的器具等の例)

図書 教育上必要な専門図書及び学術雑誌

(備考)

- 1 実験器具、視聴覚機器については、実験、実習等に必要な数を有すること。
- 2 図書については、学習上必要と考えられる種類及び数を有すること。
- 3 「具体的器具等の例」欄の器具の種類については、各養成施設において学習上必要と考えら

れるものを整備すること。

美容師養成施設の指導要領について（平成10年2月3日生衛発第133号各都道府県知事あて厚生省生活衛生局長通知）

美容師養成施設の指定及び運営に関する指導については、種々御配慮を煩わしているところであるが、美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第3項の美容師養成施設の指定については、今般、美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号。以下、「指定規則」という。）を定めるとともに、新たに別紙「美容師養成施設指導要領」を定め、平成10年4月1日から施行することとしたので、貴管下における養成施設の指定及び指導に関しては、指定規則及び指導要領に基づきよろしく御指導方お願いする。

なお、「美容師養成施設及び美容師養成施設の指定等の申請書の様式について」（昭和33年4月9日衛環発第36号各都道府県衛生主管部（局）長あて厚生省環境衛生部長通知）は平成10年4月1日をもって廃止する。

また、指定規則附則第2条に基づく指定申請書は、平成10年2月27日までに提出するものとする。

（別紙） 美容師養成施設指導要領

第1 指定の申請に関する事項

1 指定を受けようとする養成施設の設立者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を、厚生大臣に提出するとともに、その写しを当該養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。

- (1) 養成施設の名称、所在地及び設立予定年月日
- (2) 設立者の住所及び氏名（法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名）
- (3) 養成施設の長の氏名
- (4) 養成課程の別
- (5) 教員の氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別
- (6) 生徒の定員及び学級数
- (7) 入所資格
- (8) 入所の時期
- (9) 修業期間
- (10) 教科課程及び教科課目ごとの実習を含む総授業時間数（通信課程にあつては、各教科課目ごとの添削指導の回数及び面接授業の総授業時間数）
- (11) 入学料、授業料及び実習費の額
- (12) 美容実習のモデルとなる者の選定その他美容実習の実施方法
- (13) 建物の位置及び構造の概要並びに設備の状況
- (14) 設立者の資産状況及び養成施設の経営方法
- (15) 指定後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算

2 2以上の養成課程を設ける養成施設にあつては、前項第5号から第11号までに掲げる事項は、それぞれの養成課程ごとに記載しなければならないこと。

3 通信課程を併設する養成施設にあつては、第1項に規定するもののほか、次に掲げる事項を指定申請書に記載しなければならないこと。

- (1) 通信養成を行う地域
- (2) 授業の方法
- (3) 課程修了の認定方法

4 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこと。

- (1) 設立者の履歴書（法人にあつては、定款、寄附行為等）
- (2) 養成施設の長の履歴書
- (3) 専任教員の履歴書
- (4) 兼任教員の履歴書
- (5) 土地建物等の登記簿謄本の写し
- (6) 建物建築請負契約書及び物品購入契約書の写し
- (7) 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書目録
- (8) 法人の設立認可書の写し
- (9) 学則

5 通信課程を併設する養成施設にあつては、指定申請書に通信養成に使用する教材を添付しなければならないこと。

6 指定申請書は、養成施設を設立しようとする日の4か月前までに、厚生大臣に提出するとともに、その写しを当該養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。

7 養成施設の指定申請書の作成に当たっては、別添指定申請書様式及び記載例を参照すること。

8 指定を受けようとする養成施設の設立者は、養成施設を設立しようとする日の1年前までに設置

計画書を厚生大臣に提出するとともに、その写しを当該養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。

9 養成施設の設置計画書の様式については、指定申請書の様式に準じたものとする。

第2 一般的事項

1 設立者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。

2 設立者たる法人又は団体が解散しようとするとき（設立者が個人の場合にあっては死亡したとき）は、養成施設の長は、あらかじめ（設立者が個人の場合にあっては速やかに）その旨を厚生労働大臣に文書により届け出るとともに、届出書の写しを都道府県知事に提出すること。

3 養成施設の長は個人であって、次の各号に該当する者であること。

(1) 養成施設の管理の責任者として、その職務を行うのに支障のない者であること。

(2) 社会的信望があり、美容師の養成に熱意を有する者であること。

(3) 経歴、現在における職務上の地位等からみて、美容師の養成を行うのに適当であると認められる者であること。

4 養成施設は、少なくとも次に掲げる事項を明示した学則を定めること。

(1) 設置目的

(2) 名称

(3) 位置

(4) 養成課程

(5) 修業期間

(6) 生徒定員及び学級数

(7) 入所時期、学期及び休日

(8) 教科課程及び教科科目ごとの授業時間数

(9) 入所資格、入所者の選考の方法及び入所手続

(10) 転入所

(11) 成績考査及び卒業

(12) 入学料、授業料、実習費等の費用徴収

(13) 教職員の組織

5 通信課程を併設する養成施設にあっては、前項に掲げる事項のほか、次の事項を学則に記載すること。

(1) 通信養成を行う地域

(2) 添削指導のための組織等

(3) 通信授業及び添削指導に係る事務の一部を委託する場合は、受託機関名、委託事務の範囲

第3 教員に関する事項

1 教員の数及び専任教員の数は、各養成課程ごと、美容師養成施設指定規則（以下「指定規則」という。）第3条第1項第1号へ、第2号ロ、第3号ハに定めるとおりであること。

2 1教員の1週間当たりの授業時間数は、15時間を標準とすること。

ただし、美容実習を担当する教員にあっては、20時間の範囲で1週間当たりの授業時間数とすることができること。

3 専任教員は、1の養成施設に限り専任教員となることができるものであること。ただし、1の養成施設に昼間課程及び夜間課程がある場合には、前項の範囲内で、それぞれの専任教員を兼ねることができること。

4 通信課程を併設する場合の通信課程の専任教員については、2名を限度として昼間課程又は夜間課程の専任教員がこれを兼ねることができること。

ただし、通信課程の専任教員のうち、昼間課程又は夜間課程の専任教員であって通信課程の専任教員を兼ねている者以外の専任教員は、第2項の授業時間数を7時間以内（美容実習を担当する教員の場合は、10時間以内）の範囲で昼間課程又は夜間課程の教員を兼ねることができること。

5 通信課程を併設する養成施設が通信授業及び添削指導に係る事務の一部を委託する場合であっても、添削指導を行う者は、当該養成施設の教員であること。

6 教員の出勤状況が確実に記録されていること。

7 教員の資格は、指定規則第3条第1項第1号トに定めるとおりであるが、「美容師の養成に適当であると認められるもの」とは、次の各号に該当する者であること。

(1) 教員の資格要件に関する法令に違反して刑事処分を受けたことのない者であること。

(2) 禁錮以上の刑に処せられたことのない者であること。

(3) 美容師の養成に熱意及び能力を有する者であること。

8 指定規則別表第3衛生管理、美容保健、美容文化論、美容運営管理、美容技術理論及び美容実習の項に規定する「実務に従事した経験」とは、美容所において美容師として業務に従事した経験をいうこと。

- 9 指定規則別表第3美容文化論及び美容運営管理の項に規定する「1から3までに定める者に準ずると認められる者」には、旧教科課目の社会の教員であった者が含まれるものであること。
- 10 指定規則別表第3選択必修課目の項に規定する「それぞれの課目を教授するのに相当と認められる者」とは、その担当課目に応じ、それぞれ専門的な知識、技能を有する者をいうこと。

第4 生徒に関する事項

- 1 学則に定められた生徒の定員を遵守すること。
- 2 入所資格の審査は、卒業証書の写し又は卒業証明書を提出させ、確實かつ適正に行うこと。
- 3 入所者の選考は、学則に定めるところにより、厳正に行うこと。
- 4 中学校卒業等者の入所を認める養成施設にあっては、「美容師養成施設における中学校卒業等に対する入所試験及び講習実施基準」に定めるところにより、必要な事項を学則に定め、これに基づき入所試験及び講習を適正に行うこと。
- 5 転入所は、指定養成施設相互間においてのみ認められるものであること。
- 6 転入所の取扱いに当たっては、転入しようとする生徒が修業期間内に指定規則第3条第1項第1号ハに定める教科課目等が履修できるよう、すでに履修した課目及びその時間数等を十分検討した上で転入所させること。
- 7 卒業の認定については、「美容師養成施設の教科課程の基準」第1章第3節に定めるところにより、厳正に行うこと。
- 8 美容師試験の受験のため、卒業後に生徒から卒業証明書の発行を求められたときは、すみやかに発行すること。
- 9 健康診断の実施、疾病の予防措置等生徒の保健衛生に必要な措置を講ずること。
- 10 生徒の入所、卒業、成績及び出欠状況その他生徒に関する記録は、確実に保存されていること。
- 11 設立者は、毎年4月30日までに、前年の4月1日から3月31日までの入所者の数及び卒業者の数を当該養成施設所在地の都道府県知事及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

第5 授業に関する事項

- 1 「美容師養成施設の教科課程の基準」に定めるところにより、適切かつ確実に授業を実施すること。
- 2 美容実習（実務実習を除く。）のモデルについては、養成教育としての実習の本旨に則り、一般営業と厳に区別が設けられるよう、その対象範囲を限定するなど、適切に取り扱うこと。
- 3 モデルを使用して行う美容実習（実務実習を含む。）の時期は、入所後概ね6月を経過してからとすること。
- 4 多数の生徒を1室に收容して授業を行うことは、著しく教育効果の妨げとなるので、指定規則第3条第1項第1号の子に定めたとおり40人の生徒を標準として構成すること。
- 5 「美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準」3の（5）ただし書に規定する「当該養成施設の校舎において面接授業を行うことが困難であると認められる生徒」とは、次のいずれかの事由に該当する生徒であること。
 - (1) 通信課程を設置する養成施設の所在しない都道府県の区域に住所を有する生徒が、これがため他の都道府県の区域に所在する養成施設の通信課程に在籍している場合であって、当該養成施設の校舎において面接授業を行うことが、生徒にとって、時間的及び経済的に著しく不相当であると認められるとき。
 - (2) 通信課程を設置する養成施設が生徒の住所を有する都道府県に所在する場合であっても、当該養成施設の通信課程の定員からして、やむなく相当数の生徒が他の都道府県の区域に所在する養成施設に在籍しているとき。
 - (3) 生徒の居住地と同一都道府県の区域に所在する養成施設に当該生徒が在籍している場合には、山間僻地その他交通至難の地に住所を有しているため当該養成施設の校舎において面接授業を受けることが時間的及び経済的に著しく不相当であると認められるとき。
- 6 「美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準」3の（5）ただし書に規定する「他の養成施設その他面接指導を行う場所として相当と認められる施設」とは、原則として、次のような施設であること。
 - (1) 他の養成施設
 - (2) 保健所
 - (3) 小学校、中学校等の教育施設その他公民館等公共的施設
- 7 通信課程を新設しようとする養成施設が、「美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準」3の（6）ただし書の規定の適用を受けようとするときは、指定申請書又は課程新設承認申請書にその場所及び使用する施設の概況を記載するものとし、また、すでに通信課程を設置している養成施設が新たにこの規定の適用を受けようとするときは、授業の方法の変更の届出書を厚生大臣に提出するとともに、その写しを当該養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。

第6 施設及び設備に関する事項

- 1 指定規則第3条第1項第1号リからヲに定める施設を有していること。
- 2 施設及び設備は、原則として同一構内にあって、それらが有機的に関連性をもって配置され、その構造は堅ろうであって、学習上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。
- 3 教室は、特に採光、照明、換気、防災等危害予防に十分配慮されたものであること。
- 4 夜間課程の授業を行う教室の机及び黒板面の照度は、150ルクス以上であること。
- 5 施設及び設備は、原則として設立者が所有するものであること。
- 6 学習上必要な機械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品は、別表1及び2を標準として整備すること。

第7 変更等の承認に関する事項

- 1 養成施設において次の事項を変更しようとするときは、あらかじめ厚生大臣の承認を得なければならないこと。
 - (1) 生徒の定員
 - (2) 生徒の定員を変更するための施設の構造設備
- 2 養成施設において新たに養成課程を設け、若しくは養成課程の一部を廃止し、又は養成施設を廃止しようとするときは、あらかじめ厚生大臣の承認を得なければならないこと。
- 3 前2項の承認を受けようとするときは、変更等承認申請書を、変更等をしようとする日の2月前までに、厚生大臣に提出するとともに、その写しを当該養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。
- 4 生徒の定員又は生徒の定員を変更するための施設の変更承認申請書には、次の第1号から第10号までに掲げる事項を記載するとともに、第11号から第16号までに掲げる書類を添付しなければならないこと。
 - (1) 養成施設の名称及び所在地
 - (2) 変更の予定年月日
 - (3) 変更の理由
 - (4) 変更前及び変更後の生徒の定員、同時に授業を行う生徒の数及び学級数
 - (5) 変更前及び変更後の入所の時期
 - (6) 変更前及び変更後の教員の数、氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別
 - (7) 変更前及び変更後の施設の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
 - (8) 変更前及び変更後の設備の状況
 - (9) 変更後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算
 - (10) 通信課程に係る変更にあつては、変更前及び変更後の授業の方法
 - (11) 過去3年間における生徒の募集状況
 - (12) 設立者の履歴書（法人にあつては、定款、寄附行為等）
 - (13) 新たな教員の履歴書
 - (14) 設立者の資産状況
 - (15) 建物建築請負契約書及び物品購入契約書の写し
 - (16) 学則
- 5 養成課程の新設承認申請書には、次の第1号から第10号までに掲げる事項を記載するとともに、第11号から第16号までに掲げる書類を添付しなければならないこと。
 - (1) 養成施設の名称及び所在地
 - (2) 新設の予定年月日
 - (3) 新設の理由
 - (4) 新設養成課程に係る第1の第1項第5号から第11号までに掲げる事項
 - (5) 新設前及び新設後の美容実習のモデルとなる者の選定その他美容実習の実施方法
 - (6) 新設前及び新設後の施設の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
 - (7) 新設前及び新設後の設備の状況
 - (8) 設立者の資産状況及び養成施設の経営方法
 - (9) 新設後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算
 - (10) 通信課程の新設に係る場合は、第1の第3項各号に掲げる事項
 - (11) 設立者の履歴書（法人にあつては、定款、寄附行為等）
 - (12) 新設養成課程の教員の履歴書
 - (13) 建物建築請負契約書及び物品購入契約書の写し
 - (14) 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の目録
 - (15) 学則
 - (16) 通信課程の新設に係る場合は、通信養成に使用する教材
- 6 養成課程の一部の廃止又は養成施設の廃止承認申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならないこと。
 - (1) 養成施設の名称及び所在地

- (2) 廃止の予定年月日
- (3) 廃止の理由
- (4) 入所中の生徒の処置方法
- (5) 養成課程の一部の廃止に係る場合は、廃止後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算
- 7 養成課程の一部の廃止又は養成施設の廃止をする場合の入所中の生徒の処置については、原則として他の養成施設に編入所させなければならないこと。
- 8 養成施設の変更等の承認申請書の作成に当たっては、別添変更等承認申請書様式を参照すること。
- 9 第1項又は第2項の承認を受けようとするときは、変更等を行おうとする日の1年前までに、変更等計画書を厚生大臣あて提出するとともに、その写しを当該養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。
- 10 養成施設の変更等計画書の様式については、変更等承認申請書の様式に準じたものとする。

第8 変更の届出に関する事項

- 1 養成施設において次の事項に変更があったときは、すみやかに、変更の内容を記載した届出書を、厚生大臣に提出するとともに、その写しを当該養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならない。
 - (1) 養成施設の名称及び所在地
 - (2) 設立者の住所及び氏名（法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名）
 - (3) 養成施設の長の氏名
 - (4) 入所資格
 - (5) 入所の時期
 - (6) 修業期間
 - (7) 教科課程
 - (8) 通信課程における授業の方法
 - (9) 通信課程における課程修了の認定方法
 - (10) 通信課程における通信教材の内容
- 2 前項の届出が、養成施設の長の変更に係るものであるときは新たに長となった者の履歴書を、通信課程における通信教材の内容の変更に係るものであるときは当該通信教材を、それぞれ届出書に添付しなければならないこと。
- 3 養成施設において次の事項に変更があったときは、すみやかに、変更の内容を記載した届出書を、当該養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならない。
 - (1) 教員の氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別
 - (2) 学級数
 - (3) 入学金、授業料及び実習費の額
 - (4) 美容実習のモデルとなる者の選定その他美容実習の実施方法
 - (5) 施設の構造設備（生徒の定員を変更するためのものを除く。）
- 4 前項の届出が、教員の新たな使用に係るものであるときはその者の履歴書を、入学金等の額は施設の構造設備の変更に係るものであるときは、当該変更後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算を、それぞれ届出書に添付しなければならないこと。
- 5 養成施設の変更届出書の作成に当たっては、別添変更届出書様式を参照すること。

第9 その他

- 1 養成施設の経理は、養成施設以外の経理と明確に区分されていること。
- 2 入学金、授業料及び実習費等は学則に定める額とし、寄付金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。これらの費用の種類及び金額は、入学案内等により、募集の際、生徒に周知されていること。
- 3 次に掲げる表簿が備えられ、学籍簿については20年間、その他の表簿については5年間保存されていること。
 - (1) 学則
 - (2) 日課（時間割）表
 - (3) 養成施設日誌
 - (4) 教職員の名簿、履歴書及び出勤簿
 - (5) 学籍簿、出席簿及び健康診断に関する表簿
 - (6) 入所者の選考及び成績考査に関する表簿
 - (7) 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿
 - (8) 機械器具等の目録
 - (9) 往復文書処理簿
- 4 設立者は、毎年7月31日までに、前年度の収支決算の細目及び当年度の収支予算の細目を、当

該養成施設所在地の都道府県知事及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

(別表1)

1	普通教室 (1教室につき)	(数量)
	生徒用椅子及び机	定員と同数以上
2	実習室	
	セット椅子及びセット用鏡	定員の2分の1以上 (美容実習を行う1実習室につき)
	ドライヤー	定員の5分の1以上 (美容実習を行う1実習室につき)
	実験器具 (別表2)	一式
	視聴覚機器 (別表2)	一式
	顕微鏡	1台以上
	人体模型	1台以上

(備考)

- 1 指定規則第4条第2項に基づき、指定基準を定めよう学校及び矯正施設の養成施設は、次のとおりとする。
 - ① ろう学校の養成施設については「2実習室」欄の「セット椅子及びセット用鏡」及び「ドライヤー」の数量を、「定員の3分の1組以上」及び「定員の15分の2台以上」とする。
 - ② 矯正施設の養成施設については「2実習室」欄の「セット椅子及びセット用鏡」及び「ドライヤー」の数量を、それぞれ、「8組以上」及び「3台以上」とする。

(別表2)

I 標準とする器具 (具体的器具等の例)

1 物理化学関係用

(1) 光関係実験器具

プリズム、凹面鏡、凸面鏡、凸レンズ、凹レンズ、光学実験用光源、その他光学実験用器具、色彩表、視力表

(2) 波動関係実験器具

波動伝導に関する実験器具、オシロスコープ

(3) 電気関係実験器具

テスター、積算電力計、小型発動機、小型電動機、可変変圧器、可変抵抗器、蓄電池及び充電器、電気抵抗発熱試験器具、磁石と磁針、蛍光灯 (原理の説明に使用できるもの)、静電気の実験用具

(4) 力学関係実験器具

力の釣り合いの実験器具 (支持台、天秤、錘、滑車等)、槌子の原理の実験器具、弾性の実験器具 (伸び、縮み、曲げ、捻れ等)

(5) 熱関係実験器具

温度計、金属・液体・気体の膨張実験器具、放射熱・熱伝導の実験器具、パイメタル温度計

(6) 化学関係実験器具

pHメーター、pH指示薬、比重計、ブンゼンバーナー、実験用各種スタンド類、蒸留水製造器一式 (ガラス製冷却器、フラスコ、冷却水循環ポンプ、ガラス管、ゴム管、ゴム栓等)、化学実験用器具一式 (実験用化学薬品を含む)、原子・分子構造模型電池・電気分解実験器具

2 保健、衛生管理、皮膚科学、消毒関係用

(1) 消毒関係実験器具

消毒薬一式、リットル枡、メスシリンダー、フラスコ、コルベン、ビューレット、ピペット、試薬ビン、ロート、シャーレ、試験管、理学的消毒器等

(2) 皮膚関係実験器具

皮膚・毛髪組織の模型、皮膚・毛髪顕微鏡用プレパラート、主な皮膚・毛髪疾患の模型

(3) 環境その他の実験器具

寒暖計、湿度計、気圧計、照度計、室内用風力計、空気成分試験器

II 標準とする視聴覚機器 (具体的器具等の例)

視聴覚機材 スライドプロジェクター、オーバーヘッドプロジェクター、映写スクリーン、VTR装置一式、教材用ビデオ等

III 標準とする図書 (具体的器具等の例)

図書 教育上必要な専門図書及び学術雑誌

(備考)

- 1 実験器具、視聴覚機器については、実験、実習等に必要な数を有すること。
- 2 図書については、学習上必要と考えられる種類及び数を有すること。

3 「具体的器具等の例」欄の器具の種類については、各養成施設において学習上必要と考えられるものを整備すること。